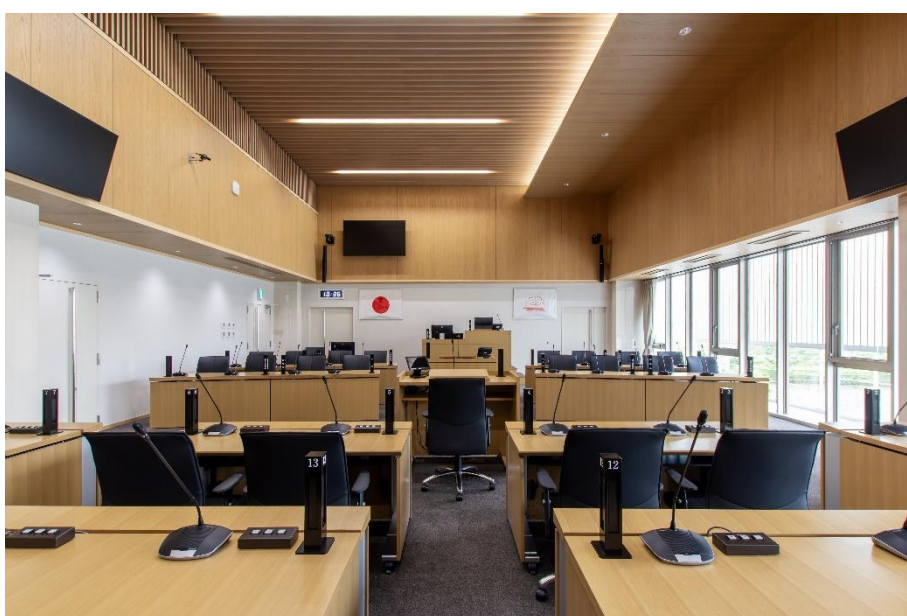


議会の概要

令和8年版



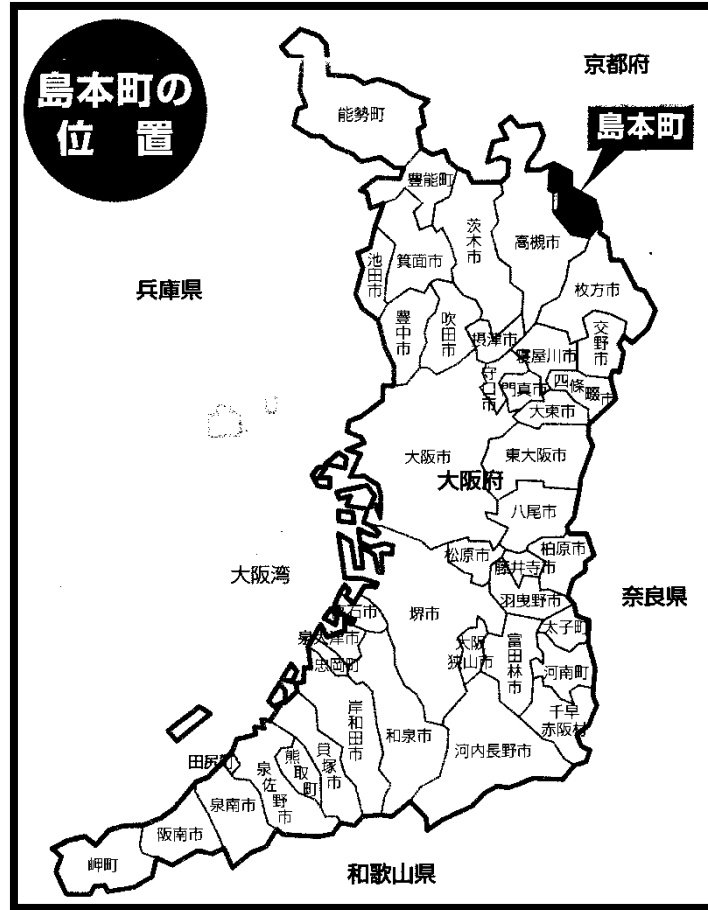
島本町

島本町議会
(大阪府三島郡島本町)

目 次

町 勢 の 概 要	1
1 沿 革 等	2
2 人 口	4
3 予 算 状 況	5
4 行 政 機 構	8
議 会 の 概 要	9
1 構 成	1 0
2 本 会 議	1 1
3 常 任 委 員 会	1 2
4 議 会 運 営 委 員 会	1 3
5 議 員 全 員 協 議 会	1 3
6 そ の 他 の 会 議	1 3
7 議 会 運 営 の 状 況	1 4
8 議 会 発 行 物	1 5
9 議 員 報 酬 と 旅 費	1 6
10 そ の 他	1 6

町勢の概要



役場の位置	東経135度40分	北緯	34度53分	
ひろがり	東西3.3km	南北	8.9km	
標高	最高	631.4m	最低	8.5m
面積	16.81km ² (市街化区域面積 3.54km ²)			
人口密度	1,839.8人/km ²			
人口伸率	3.15% (平成27年国勢調査との比較)			
高齢化率	26.9% (令和8年4月1日現在)			

注：人口密度・人口伸率は、令和2年国勢調査による。

1 沿革等

〔沿革〕

明治22年（1889年）4月1日、市制町村制施行の際に、大沢・尺代・山崎・東大寺・広瀬・桜井・高浜の7つの村が合併して島本村になり、純農村としてひらけていった。明治、大正期には、鉄道（現在のJR及び阪急電鉄）も開通し、良好な立地条件により大阪近郊の工業地として発展し、人口も急増していった。昭和15年（1940年）に町制施行により島本町が誕生した。以後、都市圏の拡大に伴い企業立地や住宅地としての開発が進み、従来の農村的色彩から近郊都市的色彩の街として発展してきた。

〔位置〕

大阪府の東北部、京都府との府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市および京都府八幡市と相對し、南および西は高槻市と、北は京都府京都市、長岡京市および大山崎町に隣接している。

〔地勢〕

町の地勢は、東西約3.3km、南北約8.9kmと細長い形状で、北・中部に山岳丘陵地が広がり、南部の淀川沿いの平坦地に市街地を形成している。丹波山塊の先端天王山と生駒山系の男山とが向かい合っている地峡部において木津川、宇治川、桂川の三川が合流して淀川となる。その右岸側にあり、町の約7割は急峻な山岳で占められている。

〔歴史〕

古来、聖武天皇の尊霊を慰めるべく、光明皇后が当町山崎の地に西観音寺を建立されたのをはじめとして、後鳥羽上皇がこの地を特に愛でられて水無瀬の里に離宮を造営されるなど、以後、多くの人々が住みつき、都を離れた一つの拠点として次第に発展してきた。また、山城、河内、摂津の三国の間に位置している本町は、京都と瀬戸内海を結ぶ交通の要衝（陸路では西国街道、水路では淀川）として日本の文化史・政治史上に大きな足跡を残している。

即ち、中世においては南北朝の紛争、近世においては明智光秀と羽柴秀吉の天下分け目の戦いの「山崎の合戦」（天王山の戦い）、さらに幕末には佐幕・勤皇の攻防と、歴史の展開に大きな役割を演じてきた。

〔現 勢〕

大阪と京都とのほぼ中間にあり、また狭い平坦地をＪＲ東海道本線・新幹線、阪急京都線、国道１７１号、名神高速道路といった主要幹線が通っている。また、平成２０年（２００８年）３月にＪＲ「島本駅」が完成し、自然も多く残しつつ交通の利便性が高いという立地状況とあいまって良好な居住環境を形成している。

〔気 候〕

本町の気候は太平洋気候区に属し、しかも瀬戸内海気候区の東端にあたるため温暖な気候帯にあり、６月の梅雨期と９月の台風期に降水量が多く、冬の３ヶ月に降水量が少ないことが特色である。同じ町域にあっても北西部の山地は高度と地形環境が異なるため、気候にもかなり地域差があり、山間部は市街地よりも一層気温が低く、そして湿潤である。

2 人 口

明治22年の市制町村制施行により旧7ヵ村が合併して島本村となり、そして、町制施行による新しい島本町が誕生した昭和15年の人口は、6,056人であったが、昭和40年代から昭和60年代にかけて住宅開発などにより急速な増加が続き、昭和62年(1987年)には約3万人に達した。その後、微増ないし横ばい傾向を続け、平成10年(1998年)をピークに減少に転じたが、平成20年以降のJR島本駅の開業や大型集合住宅の建設等の影響もあり、平成23年(2011年)に再び3万人を突破、平成31年(2019年)には3万1千人、令和7年(2025年)には3万2千人を超えた。

また、本町の高齢化率は、令和7年(2025年)4月現在が27.7%、令和8年(2026年)4月現在が26.9%となっているが、65歳以上の高齢者人口は、微増ないし横ばい傾向が続いている。

町制施行後の人口推移

区 分	人 口	世 帯 数
令和8年	33,426	14,908
令和7年	32,297	14,357
令和6年	31,670	14,014
令和5年	31,603	13,927
令和4年	31,821	13,985
令和3年	31,937	13,943
令和2年	31,774	13,678
平成31年(令和元年)	31,167	13,323
平成30年	30,605	12,952
平成25年	30,908	12,704
平成20年	29,562	11,805
平成15年	30,034	11,353
平成10年	30,875	10,704
平成5年	30,580	9,911
平成元年	30,314	10,002
昭和55年	24,714	7,222
昭和45年	16,873	4,207
昭和35年	9,173	1,930
昭和25年	8,160	1,246
昭和15年	6,056	1,023

※ (平成15年以降は3月末日現在の人口、他は島本町統計書による各年の10月1日現在の人口)

3 予算状況

(1) 令和8年度 各会計別予算

(単位：千円)

会 計 名	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比 較
一 般 会 計	17,403,000	16,569,000	834,000
土地取得事業特別会計	280,000	278,000	2,000
国民健康保険事業特別会計	2,855,751	3,200,927	△345,176
後期高齢者医療特別会計	788,265	675,314	112,951
介護保険事業特別会計	3,562,367	3,235,895	326,472
大沢地区特設水道施設事業特別会計	3,300	10,500	△7,200
財産区特別会計（5財産区）	13,340	5,707	7,633
水道事業会計	1,142,300	1,321,300	△179,000
下水道事業会計	2,610,800	1,887,100	723,700
計	28,659,123	27,183,743	1,475,380

(2) 令和8年度 一般会計予算

ア 歳入

(単位：千円)

款	令和8年度予算額	令和7年度予算額	比較
1. 町 税	5,734,267	5,089,230	645,037
2. 地 方 譲 与 税	58,282	58,282	0
3. 利 子 割 交 付 金	14,000	11,000	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	65,000	47,000	18,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	85,000	75,000	10,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	71,000	70,000	1,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	780,000	772,000	8,000
8. ゴルフ場利用税交付金	43,000	40,000	3,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	56,000	40,000	16,000
10. 地 方 交 付 税	2,353,000	1,646,000	707,000
11. 交通安全対策特別交付金	3,000	3,000	0
12. 分担金及び負担金	2,328	2,266	62
13. 使用料及び手数料	316,564	302,595	13,969
14. 国 庫 支 出 金	3,096,793	2,963,917	132,876
15. 府 支 出 金	1,466,380	1,314,216	152,164
16. 財 産 収 入	12,553	10,452	2,101
17. 寄 附 金	401,522	401,032	490
18. 繰 入 金	1,454,295	2,521,159	△1,066,864
19. 諸 収 入	118,016	205,551	△87,535
20. 町 債	1,272,000	979,300	292,700
(廃) 環境性能割交付金	0	17,000	△17,000
計	17,403,000	16,569,000	834,000

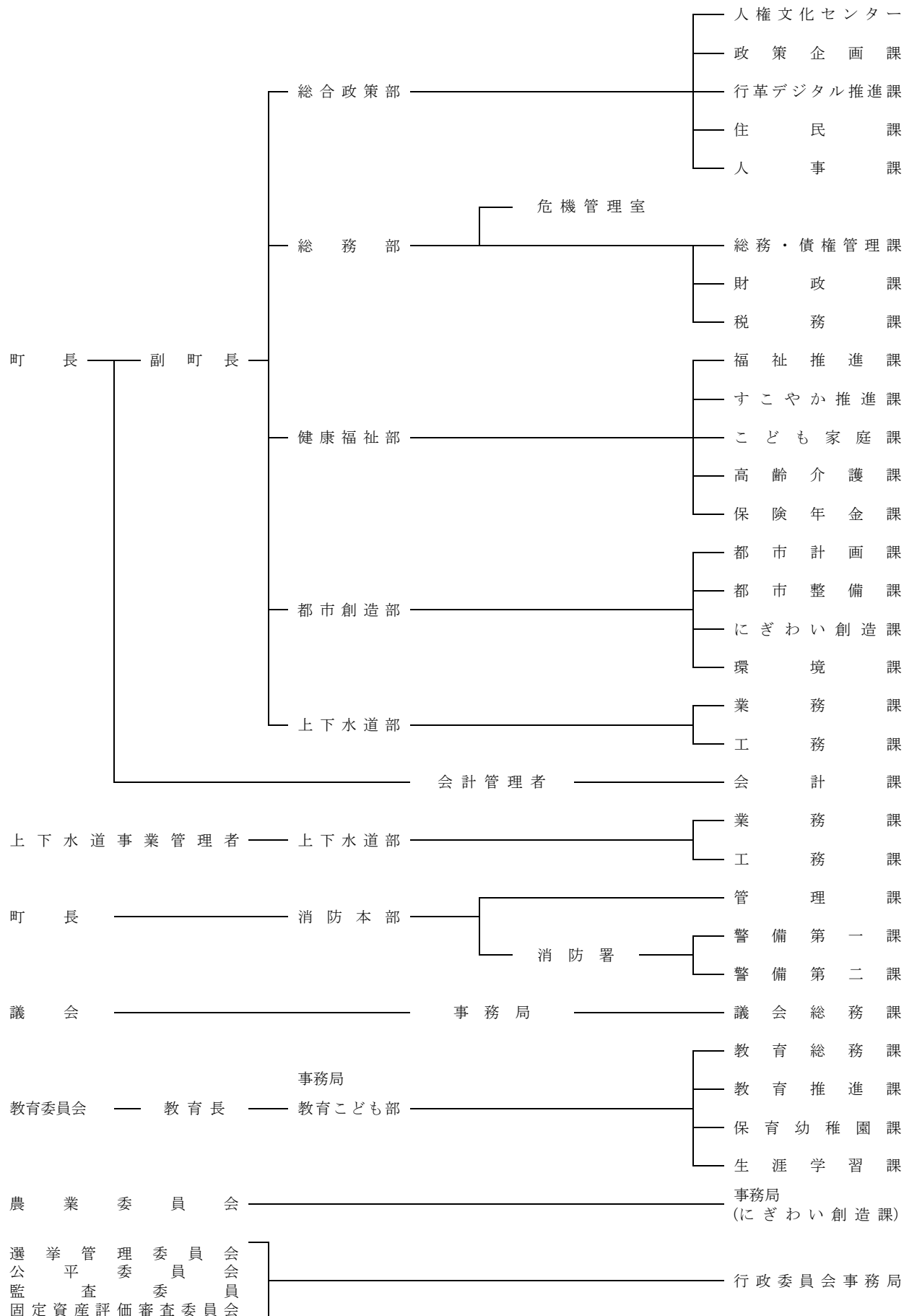
イ 歳 出

(単位：千円)

款	令和 8 年度 予 算 額	令和 7 年度 予 算 額	比 較	令 和 8 年 度 予 算 額 の 財 源 内 容				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	130,635	131,874	△1,239	0	0	0	34	130,601
2. 総 務 費	3,109,863	3,081,086	28,777	100,195	102,372	679,100	249,658	1,978,538
3. 民 生 費	7,385,528	6,658,860	726,668	2,650,353	1,150,222	0	273,508	3,311,445
4. 衛 生 費	1,294,109	1,133,800	106,309	58,283	15,696	139,900	74,169	1,066,061
5. 農林水産業費	66,180	64,983	1,197	0	2,896	0	988	62,296
6. 商 工 費	250,443	249,861	582	7,301	84	0	7,016	236,042
7. 土 木 費	1,025,018	937,870	87,148	82,791	9,285	90,800	45,442	796,700
8. 消 防 費	710,805	784,494	△73,689	0	283	157,800	4,416	548,306
9. 教 育 費	1,982,959	2,299,563	△316,604	134,668	185,542	204,400	121,739	1,336,610
10. 災 害 復 旧 費	22,024	22,024	0	0	0	0	0	22,024
11. 公 債 費	1,410,436	1,189,585	220,851	0	0	0	148,888	1,261,548
12. 予 備 費	15,000	15,000	0	0	0	0	0	15,000
計	17,403,000	16,569,000	834,000	3,033,591	1,466,380	1,272,000	925,858	10,705,171

4 行政機構

島本町行政機構図（令和8年4月1日現在）



議 会 の 概 要

議会事務局（昭和39年4月設置）

定 数 4人

事 務 局 長（1）

|

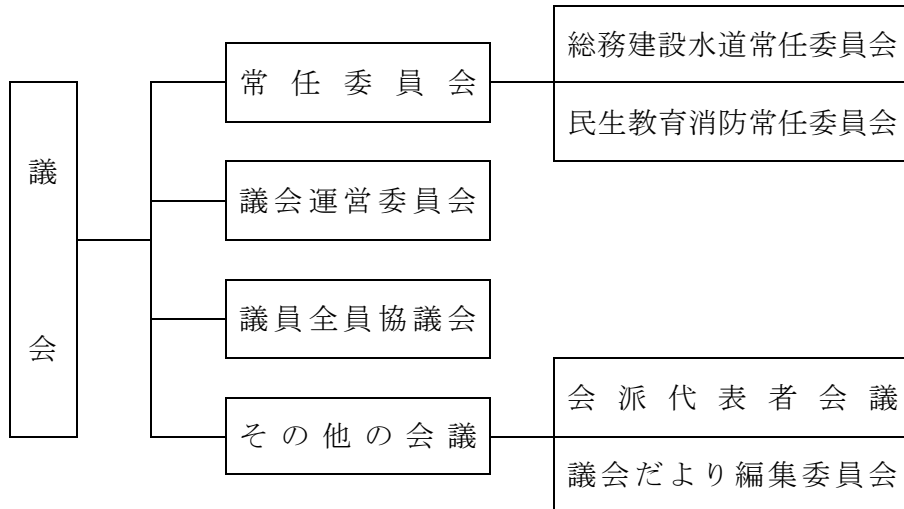
議会総務課長（0）※事務局長が兼務

|

書 記（2）

1 構成

(1) 組織



(2) 議員の定数

- ・ 条例定数 14人（平成25年一般選挙より）
- ・ 現員数 14人

(3) 党派別、会派別構成（令和8年4月1日現在）

○党派別議員数 (人)

大阪維新の会	4
自由民主党	2
公明党	2
日本共産党	1
立憲民主党	1
無所属	4

○会派別議員数 (人)

大阪維新の会	4
人びとの新しい歩み	2
自由民主クラブ	2
公明党	2
(会派に所属しない議員)	4

(4) 任期（令和8年4月1日現在）

令和7年4月30日 ～ 令和11年4月29日

(5) 年齢別議員数 (令和8年4月1日現在)

(人)

区分	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	合計
男	1	2	1	3	1	8
女	0	1	3	2	0	6
計	1	3	4	5	1	14

平均年齢 56.1歳

最年長 73歳 最年少 39歳

(6) 在職年数別議員数 (令和8年4月1日現在)

(人)

4年以下	4～8年	8～12年	12～16年	16～20年	21～24年
4	3	3	3	1	0

〔「4～8年」は「4年を超え8年以下」を表す。他も同様。〕

2 本会議 (令和7年)

(1) 開催状況

議会名	会議期間	開議日数	出席議員数(人)	傍聴者数(人)
1月臨時会議	1月16日～1月16日(1日間)	1	13	6
2月定例会議	2月27日～3月17日(19日間)	3	13, 13, 13	26, 5, 9
5月臨時会議	5月19日～5月19日(1日間)	1	14	2
6月定例会議	6月23日～7月14日(22日間)	4	14, 14, 14, 14	21, 11, 11, 4
9月定例会議	9月3日～9月30日(28日間)	4	14, 14, 14, 13	17, 5, 4, 5
12月定例会議	12月15日～12月16日(2日間)	2	14, 14	12, 7
12月臨時会議	12月25日～12月25日(1日間)	1	14	1

※平成26年4月1日から地方自治法の規定に基づく通年の会期制を導入。

(2) 付議事件

① 提出者別議案種類一覧

(件)

区分	町長等提出							議長等提出						
	条例	予算	決算	その他事件	専決 ^{※179} 処 ^{※179} 分 ^{※179} 係	計	うち託委員会数	条例	意見書	決議	その他	計	うち託委員会数	
計	27	40	13	24	0	104	36	4	0	1	8	13	0	

② 提出者別議決結果一覧 (件)

区分	町長等提出									議長等提出									年間延件数
	原案可決	修正可決	否決	修正否決	その他の	審議未了	原案撤回	翌年へ継続	計	原案可決	修正可決	否決	修正否決	その他の	審議未了	原案撤回	翌年へ継続	計	
計	95	0	0	0	9	0	0	0	104	4	0	0	1	8	0	0	0	13	117

(3) 一般質問

区分	延人数
定例会議	38人

(4) 請願

受理件数		0件
結果	採択	0件
	不採択	0件
	審議未了	0件
	翌年へ継続	0件

(5) 傍聴

傍聴席の定員は40人。

令和7年の延べ傍聴者数は146人。

3 常任委員会

(1) 名称及び所管事項 (令和8年4月1日現在)

名称	定数	所管事項
総務建設水道常任委員会	7人	総合政策部、総務部、都市創造部、上下水道部、会計課及び議会事務局に関する事項
民生教育消防常任委員会	7人	健康福祉部、消防本部及び教育委員会に関する事項

(2) 開催日数・付託事件（令和7年）

○開催日数：10日

○付託事件：36件（条例7件、予算14件、決算13件、その他2件）

4 議会運営委員会

議会を円滑かつ効率的に運営するために昭和49年に設置。現在5人の委員（各会派2人につき1人）をもって構成している。

地方自治法の改正に伴い、平成4年3月30日に議会運営委員会の法制化を図り、平成4年4月1日から施行している。

5 議員全員協議会

議会役員改選に関する協議や議会の申し合わせ事項の協議など、また、執行部からの町政の重要事項について報告を受けるときに開催する。

6 その他の会議

(1) 会派代表者会議

議会関係の例規の制定・改廃、議員研修、議会費予算の承認及び年間の本会議等の日程などについて協議するほか、必要に応じて開催する。

(2) 議会だより編集委員会

島本町議会だよりを発行するにあたり、紙面のレイアウト、記事原稿等を協議する。委員は各会派から1人で、平成27年5月14日から、会派に所属しない議員が3人以上いる場合に限り、その中からも1名選出している。

7 議会運営の状況

(1) 議会基本条例の制定

島本町議会基本条例は17条からなる議会に関する基本的な事項を定めた条例で、令和3年4月1日に施行した。この条例は、実質的に議会に関する他の条例や規則などの中で最上位に位置する最高規範としての性質を有するものであることから、議会に関する他の条例、規則、各種取り決めや解釈、運用などの制定や改正、廃止にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

(2) 通年議会の実施

平成26年4月1日から、地方自治法第102条の2第1項の規定による通年の会期制を導入している。6月23日、9月3日、12月13日、翌年2月27日（町の休日にあたる場合は、その翌日）を定例日とし、定例日から始まる一連の会議を「定例会議」、その他必要に応じて開催する一連の会議を「臨時会議」と位置付けている。

(3) オンラインを活用した委員会

重大な感染症のまん延防止や災害の発生などの事由により、委員会の開催場所への参集が困難な場合は、オンラインを活用した委員会を開催することができるよう、令和4年3月に島本町議会委員会条例を改正するとともに、島本町オンライン委員会運営要綱を制定した。

(4) 審議方法

本会議中心主義を採用しているが、当初予算（予算に関連する条例を含む）、決算及び請願については委員会に付託する。また、条例の制定及びそれに準ずる条例改正についても、所管の委員会に付託することを通例としている。

なお、本会議に先立つ議会運営委員会は、概ね1～2週間前に開き、議事日程等を協議し、その後、議案書を事前送付している。

(5) 審議順序

一般質問、報告、人事、契約、条例、予算（決算）、意見書等の順によることを通例としている。

(6) 発 言

① 文書通告を要する発言

一般質問、緊急質問及び会派代表質疑（会派に所属しない議員を含む）がある。
通告期限は議会運営委員会で定め、発言順序については、一般質問は通告順、
会派代表質疑は抽選で決定している。

② 発言回数制限

質疑は、同一議題につき3回を原則。予算・決算時の会派代表質疑については
時間制を設けている。

一般質問については、質問時間（20分）と全体時間（50分）の制限を設け、
一問一答方式を導入している。

(7) 表 決

一括議題としたときも議案ごとに討論・採決とする。なお、令和8年2月定例会議
から電子採決システムによる表決方式を導入している。

8 議会発行物

(1) 会議録（本会議、常任委員会）

発行部数 7部

配布先 関係機関等

(2) 議会だより

議会での審議状況並びに議会に関する諸報告の事項を住民に周知するため発行
している。

発行部数 15,500部

発行回数 年4回

配布先 本会議後おおむね60日を目処に発行。

『広報しまもと』と合併発行している。

9 議員報酬と旅費

(令和8年4月1日現在)

(1) 議員報酬

区分	報酬月額	町長の給料に対する比率	特別職等の給料月額	
議長	395,000 円	49.4%	町長	800,000 円
副議長	350,000 円	43.8%	副町長	705,000 円
議員	330,000 円	41.3%	教育長	655,000 円

※月の途中で就退職の場合は、日割額により報酬を支給する。

(2) 期末手当支給率（報酬月額に15%の加算あり）

6月期	12月期	合計
2. 3 2 5月	2. 3 2 5月	4. 6 5月

(3) 旅費

鉄（軌）道賃：旅客運賃等

航空賃：旅客運賃等

船賃：旅客運賃等

車賃：実費

宿泊手当：1夜につき2,400円（ただし、宿泊料に食事代1食分含まれる場合は1,600円、2食分含まれる場合は800円となる。）

宿泊費：1夜につき8,000円から19,000円（宿泊費は旅行先の都道府県ごとに上限額が異なる。）

(4) 各常任委員会等調査研修旅費

1人当たり年額 68,000円以内（各常任委員会）

57,000円以内（議会運営委員会）

10 その他

令和7年5月に新庁舎へ移転したことで、議場会議システムや議員出退表示設備を更新するとともに、新たに議会配信用機器を設置するなど、議場を含めた議会フロアを刷新した。

島本町議会事務局

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話番号 075-962-6315 (直通)

FAX番号 075-962-6322